

岩手県告示第 446 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 4 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定したいので、その旨告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 岩泉町追子沢鳥獣保護区
- 2 区域 下閉伊郡岩泉町内の主要地方道久慈岩泉線と林道追子沢線との交点を起点とし、起点から同林道を南西に進み追子沢支流のミョウジクボ沢との交点に至り、同点から同沢を北西に進み民有林 615 及び 661 林班と国有林三陸北部森林管理署久慈支署 17 林班及び民有林 619 及び 618 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み、祝沢支流右岸に至り、同点から同沢支流右岸を北に進み祝沢本流との交点に至り、同点から同沢本流を北西に進み日蔭ノ山山頂との交点に至り、同点から稜線を北東に進み主要地方道久慈岩泉線祝橋との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 平成 20 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 希少鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、下閉伊郡岩泉町北部に位置する森林地帯で希少鳥獣の生息域であることから、希少鳥獣及びその生息環境の保護上、新たに鳥獣保護区に指定するものである。
 - (3) 管理方針
 - ア 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - イ 農林業被害や人身事故の発生等の際の有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 平成 20 年 6 月 10 日から同月 23 日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び宮古地方振興局保健福祉環境部